



発行所  
一般社団法人  
横浜南青色申告会  
〒232-0017  
横浜市南区宿町2-44-6  
電話：713-3111(代)  
FAX：721-5782  
発行人：武田 勝  
編集責任者：野村 勇  
広報委員長

# 青色だより

発行月(年6回発行)：1月・4月・6月・8月・10月・12月

## トピックス

- 会員勸奨月間スタート!《1面》
- 所得税の基礎控除の見直し等について《2面》
- 税務署長着任のご挨拶《3面》
- 【決算準備指導会】開催のお知らせ《4面》

～ みんなで広げよう  
「青色申告会」の輪 ～

## 「会員勸奨月間スタート!」

### 10月・11月は会員勸奨月間です

日頃からお付き合いのあるご友人や知り合いの事業主の方に、ぜひ「横浜南青色申告会」をご紹介ください。

- 青色申告会は  
こんなところ
- 帳簿づけや決算手続きをしっかりサポート
  - 経理や会計の基本を学べる
  - 仲間と情報交換できる安心のつながり

「これから事業を始めたい」「帳簿や手続きに不安がある」  
そんな方にとって心強い味方です。



### ご紹介特典

新しくご入会いただいた方を  
紹介してくださった会員様に

商品券  
5,000円  
プレゼント!!

詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。  
あなたのひと声が、新しい仲間づくりにつながります。  
皆さまのご協力を、どうぞよろしくお願いいたします!



既会員 **商品券をプレゼント!** ¥5,000

## ● 会員の皆様へ ●

### 帳簿の記帳・入力指導についてのお知らせ

4月より実施してまいりました「記帳(入力)指導会」は、9月末をもちまして終了いたしました。

これに伴い、**10月以降は帳簿のつけ方(入力方法)に関する指導は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。**

なお、ご不明な点やご相談がございましたら、どうぞお気軽に下記までお問い合わせください。



横浜南青色申告会事務局  
TEL：045-713-3111

## ● 年末調整指導会のお知らせ(予約不要) ●

専従者給与や給料賃金の支払いがある事業主の方は、年末調整を行い、源泉所得税を1月20日(納期の特例適用者)までに納付することになっています。なお、**納付税額が無い場合でも税務署へ納付書の提出が必要となります。**

開催期間	令和7年12月1日(月)～令和8年1月16日(金) (土日祝日、12月26日～1月5日、1月8日午後、15日を除く)
会場	一般社団法人横浜南青色申告会(市営地下鉄蒔田駅から徒歩5分) 南区宿町2-44-6 ☎713-3111
受付時間	9時から11時 13時から15時30分 (混雑した場合は受付を途中で締切ることがございます。)

### お持ちいただくもの

- ① 令和6年分・令和7年分所得税の源泉徴収簿(1人別源泉徴収簿)、納付書の控
  - ② 源泉所得税の納付書(税務署より送付済み)
  - ③ 扶養控除等申告書…従業員本人及びその扶養親族の氏名・生年月日・マイナンバー等を記入してお持ちください。
  - ④ 保険料控除申告書…保険料の控除証明書等を基に従業員の生命保険、地震保険等、国民年金の控除証明書及び国民健康保険の金額を記入してお持ちください。
  - ⑤ 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書…配偶者控除等及び特定親族特別控除を受ける場合、対象者の合計所得金額を記入してお持ちください。併せて、源泉徴収票または収入金額が分かるものもお持ちください。
  - ⑥ 横浜市特別徴収センターから送付された書類
  - ⑦ 各種控除証明書(従業員、専従者分)
    - 国民健康保険は支払額の集計をお願いいたします。
    - 社会保険料控除証明書：国民年金・国民年金基金
    - 生命保険、個人年金、介護医療保険、地震保険、小規模企業共済掛金等の控除証明書等
- 注：1 開催期間中のみ年末調整の指導を行います。  
2 ④・⑤は国税庁ホームページからダウンロードできます。事務局にも用意してあります。



# 令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、**令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。**

## ① 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		改正前
	改正後		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

## ② 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30% + 8万円

## ③ 特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満の特定親族を有する場合には、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

## ④ 扶養親族等の所得要件の改正

上記①の基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

また、上記②の給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子*	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

\*総所得金額等の合計額

## 令和7年分の年末調整における留意事項

令和7年分の所得税について、令和7年12月に行う年末調整の際には、次の内容に注意してください。

### ◀令和7年分の年末調整における留意事項▶

- ① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)
- ② 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- ③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

横浜市からのお知らせ

## 給与支払報告書や償却資産申告書はeLTAXで電子提出を!

### ～ 給与支払報告書の提出について ～

**【提出期限】 令和8年2月2日(月) です!**

**○ 早期提出のご協力をお願いします。**

1月下旬頃から提出が非常に集中するため提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

**【お問合せ先】 横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)**

〒231-8314 電話: 045-671-4471  
 横浜市中区山下町2番地 受付時間: 8時45分~17時15分  
 産業貿易センタービル5階 (土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

### ～ 償却資産申告書(固定資産税)の提出について ～

**【提出期限】 令和8年2月2日(月) です!**

**★ 令和8年1月から償却資産申告書の様式が変わります!**

様式変更に伴い、申告書記載方法についても一部変更がございますので、「償却資産申告の手引」や横浜市ウェブページにて12月頃公開予定です。

**【お問合せ先】 横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)**

〒231-8343 電話: 045-671-4384  
 横浜市中区山下町2番地 受付時間: 8時45分~17時15分  
 産業貿易センタービル5階 (土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

**着任のご挨拶**  
横浜南税務署長  
大西 浄子



一般社団法人横浜南青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年7月の人事異動により、横浜南税務署長を拝命しました大西でございます。前任の長井署長同様にご厚情のほど、よろしくお願い申し上げます。

武田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に對しまして、格別なご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様方には、長年にわたり青色申告の普及、記帳水準の向上にご尽力いただき、とともに、国税当局のe-Tax及びキャッシュレス納付の利用率向上に向けた取組にもご協力いただき感謝申し上げます。引き続き、相続税、所得税のスマホ申告や、納税証明書のオンライン申請などの各種手続におけるe-Taxの利用、及び国税納付手続におけるキャッシュレス納付につきまして、積極的なご利用をお願いいたします。

結びとなりますが、一般社団法人横浜南青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

**横浜南税務署 定期人事異動**

- \* 副署長 加藤 芳郎
- \* 個人課税第1部門統括官 仲谷 秀孝
- \* 個人課税第1部門指導担当 松田 隆司

**お知らせコーナー**

**納期のお知らせ**

- ◎ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付 (第3期分)  
納期限 10月31日
- ◎ 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の納付 (第2期分)  
納期限 12月1日
- ◎ 個人事業税の納付 (第2期分)  
納期限 12月1日

**無料税務相談 (予約制)**

【日程】 11月10日(月) 11月20日(木)  
12月10日(水) 12月22日(月)

【担当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士

【場所】 横浜南青色申告会館

【時間】 午後1時より午後4時まで

【相談時間】 概ね30分程度

【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

**無料法律相談 (予約制)**

【担当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士

【場所】 沢藤総合法律事務所

【相談時間】 概ね30分程度

【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

**● 書面提出の会員の皆さまへ ●**

令和7年分決算より、  
● 決算書への当会ゴム印押印及び清書後書類の形式確認を廃止します。

今後は当会専用OCR対応用紙をご利用ください。OCR用紙を利用される方は、4面掲載の決算準備指導会に必ずご参加ください。

横浜南青色申告会事務局 TEL: 045-713-3111

**11・12月の予定**

- 11月13日(木) 納税表彰式  
(横浜市金沢産業振興センター 15時)
- 11月14日(金) 組織経営委員会 (青申会 14時)
- 11月19日(水) 正副会長会 (青申会 13時)
- 理事会 (青申会 14時)
- 11月21日(金) 広報委員会 (青申会 15時)
- 12月5日(金) 三役会 (青申会 16時)

**支部等行事予定表**

- 11月**
- 4日(火) 磯子支部 役員会  
(杉田劇場会議室 18時)
  - 7日(金) 寿支部 街頭広報活動  
(横浜橋通商店街 15時)
  - 11日(火) 女性部 役員会 (青申会 10時)
  - 29日(土) 金沢支部 定例役員会  
(洲崎町内会館 18時)
- 12月**
- 8日(月) 港南支部 定例役員会  
(中之丸町内会館 18時30分)
  - 16日(火) 大岡支部 定例役員会 (青申会 17時)

**予定納税額の減額申請について**

予定納税額の通知を受けている方のうち、その年の10月31日の状況で所得税及び復興特別所得税の見積額が、廃業、休業又は業況不振等の理由により予定納税基準額よりも少なくなる方は、11月17日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。詳しくは、青色申告会事務局(713-3111)までお問合せください。

**火災保険は神奈川県共済で経費節減!**

火災共済 **新設** 地震共済金補償特約  
各種共済制度及び損害保険商品販売

組合員の皆様の安心と明るい未来のために

神奈川県

火災共済協同組合

〒731-0003  
横浜市中区北仲通3丁目33番の2  
電話 045 (201) 2727 (代表)  
FAX 045 (201) 6154



プロムナード「歴史雑感」は、お休みさせていただきます。

# 【決算準備指導会】開催のお知らせ 予約不要

1月から3月に当会を利用されている会員の皆さまへ  
 令和7年分の決算に向けて、決算準備指導会を以下の通り開催いたします。帳簿(入力)の確認や決算整理、決算に向けた準備のポイントなどのご説明とOCR用紙の配付をいたします。

**開催日程** 10月1日(水) ~ 11月28日(金)  
 (土日祝日・事務局休業日を除く)

**受付時間** 午前9時から午前11時  
 午後1時から午後3時30分  
 ※午後12時から午後1時は入館できません。  
 ※来所者多数の場合、受付を途中で締切ることがございます。

**指導時間** お一人45分程度



## ⚠️ 重要なお知らせ

- 12月以降は、帳簿(入力)の確認ができません!  
 → 帳簿(入力)の確認をご希望の方は、**必ず期間内**にご来所ください。
- OCR用紙をご利用の方には、当日その場で用紙を配付いたします。  
 → OCRをご利用の方は、**必ず期間内**にご来所ください。
- 下記のいずれかに該当する方も、必ずご来所をお願いいたします。  
 ・不動産の入退去または賃料の変更があった方 ・10万円以上の資産を購入された方
- 複式簿記(手書帳簿・会計ソフト)で記帳されていて、この時点(10月~11月)で**直近まで帳簿が完成していない場合、青色申告特別控除は10万円**となります。

OCR用紙見本

- 対象**  
 1月から3月に当会をご利用の会員の方
- 内容**
- 帳簿(入力)の確認
  - 決算準備・記入方法の説明
  - 決算整理の基本と注意点
  - OCR用紙の配付(対象者のみ)
- 持ち物**
1. 帳簿(ブルーリターンAご利用の方はデータ)
  2. 事業用の通帳
  3. 令和5年分、令和6年分の決算書及び確定申告書(所得税・消費税)の控え
  4. 10万円以上の資産(リース資産を含む)を購入された方は、金額や明細がわかる書類
  5. 大規模な修繕をされた方は、金額や明細がわかる書類
  6. 不動産所得の方で、入退去及び賃料に変更がある方は、その内容がわかる書類
  7. 登録通知書(インボイス)
  8. 会員カード(お持ちの方)
  9. その他必要と思われる書類

【お問い合わせ】 (一社) 横浜南青色申告会事務局 TEL: 045-713-3111

## ● 事務局のお休みのお知らせ ●

11月7日(金)・19日(水) 12月11日(木)  
 終日お休みになります。

11月14日(金)・12月5日(金) 午後からお休みになります。

会員の皆様にはご迷惑をおかけする事になりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

## ● 住所変更手続き等のごお願い ●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局(713-3111)へご連絡の上、手続きをお願いいたします。手続きをしていただかないと、住所変更等を行うことができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

**歓迎 新入会員** 令和7年 8・9月度

【港南】 嘉賀優吾 嘉賀電設  
 電気工事業 (事) 港南区 (敬称略)

※ここで紹介している新入会員は、本紙に掲載希望の方のみ掲載させていただいております。

## 当会来所時に 会員カードのご提示をお願いします。

当会来所時、受付に右図の会員カードのご提示をお願いいたします。お持ちでない場合は、来所時、事務局職員にお申し出ください。よろしくお願いたします。

会員カード

所属支部 青・大南・港南・磯子・金沢・磯崎・青葉橋・津

会員名

会員番号

利用区分 BRA・OCR・青番・その他( )

一般社団法人 横浜南青色申告会  
 住所 〒222-0017 横浜南青葉橋2-44-6  
 電話 045-713-3111

Panasonic Homes

青色申告会 パナソニック ホームズ パナソニック ホームズグループは青色申告会さまと提携しています

## 個別相談会

無料・完全予約制

新築・建替え    リフォーム・修繕    不動産管理・売却

ご好評につき、今年も開催!  
 ご自宅やご所有不動産など不動産に関するご相談・お困り事に、豊富な知識でお答えします。

日付 11月18日(火)・12月11日(木)  
 時間 14時~15時 または 15時~16時  
 場所 (一社)横浜南青色申告会

■ 青色申告会事務局に電話  
 電話番号 045-713-3111

■ パナソニックホームズに電話またはWEB予約  
 電話番号 0120-8746-85 個別相談会 専用予約サイト